

○内子町緑の町づくり補助金交付要綱

平成17年1月1日

告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、緑あふれる快適環境を推進するため、生垣を設置する者に対し、予算の範囲内において緑の町づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 生垣は、公衆用道路若しくは河川に面した部分又は公衆用道路若しくは河川から眺望できる部分に設置するもので、延長は3メートル以上であること。

2 生垣用樹木は、樹高がほぼ均一なものを列植し、外部から眺望できる部分の高さが、おおむね0.8メートル以上であり、かつ、植栽本数は延長1メートル当たり2本以上であること。ただし、樹種形等によっては、この限りでない。

3 生垣は、住宅用地又は事業所用地（駐車場を含む。）内に設置されるものであることとする。

(補助対象額の範囲)

第3条 生垣補助金の額は、生垣の延長1メートル当たり6,000円を乗じ得た額又は見積金額のいずれか低い額とし、6万円を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象額の範囲内とし、計算して得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 緑の町づくり補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書
- (3) 生垣等設置完了届（様式第2号）
- (4) 請求書（様式第3号）

完成写真・領収書を添付

- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類は、事業着工前に、第3号及び第4号は、事業の

完了に基づきそれぞれ提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、緑の町づくり補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の額の確定及び交付）

第7条 町長は、現地調査による確認を実施して、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し交付する。

（変更届）

第8条 申請者は、申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

（完了届）

第9条 申請者は、補助金交付の対象となった生垣等が完了したときは、生垣等設置完了届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） この告示及び奨励金交付の条件に違反したとき。
- （2） 事業の完了の日から5年の間に生垣を移動し、又は撤去したとき。
- （3） この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の内子町住宅団地緑化推進補助金交付要綱（平成16年内子町要綱第3号）の規定又は五十崎緑の町づくり奨励交付金制度によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたもの

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

緑の町づくり補助金交付申請書

年 月 日

内子町長 様

住 所 内子町 番地
氏 名 _____
(TEL —)

次のとおり生垣を設置したいので、内子町緑の町づくり補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容 別紙のとおり

様式第 1 号(別紙)

施工場所	内子町番地		
施工方法	新規 ・ 改造	業者委託 ・ 自主工事	
工事の概要	生け垣延長	m	樹種名
	植 栽 本 数	本	樹木の規格
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事金額	円		
宅地平面図(緑化場所も記入)／生垣は建築基準法に適合する位置に設置			

様式第 2 号(第 5 条、第 9 条関係)

生 垣 等 設 置 完 了 届

年 月 日

内子町長 様

住 所 内子町 番地
氏 名

緑の町づくり補助金の交付申請に係る生垣の設置は、年 月 日完了した
のでお届けします。

記

1 交付決定年月日 年 月 日

2 交付決定番号 内子町指令第 号

様式第 3 号(第 5 条関係)

請 求 書

年 月 日

内子町長 様

住 所 内子町
氏 名

金 円也

ただし、 年度 緑の町づくり補助金

様式第4号(第6条関係)

緑の町づくり補助金交付決定通知書

内子町指令第 号
年 月 日

様

内子町長

年 月 日付けで申請のあった生垣設置補助金については、次のとおり決定したので通知します。

交付金額等	円	本
交付条件及び 指示事項		